

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当り  
その翌日)

## 目次

◇告 示 保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき面積の限度

告 示

### 鳥取県告示第八十一号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、昭和五十六年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和五十六年二月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

保安林の種類		同一の単位とされる保安林の所在場所		皆伐面積の限度 (ヘクタール)	単位区域名
市	郡	市	町	村	名
大字	名	字	名		
八頭	八頭	河原・郡家 除く全町村	河原・郡家	一、六〇二・七六	八頭地区
若桜	八頭	八頭	八頭	四・九三	若桜
八東	八頭	八頭	八頭	〇・一〇	八東
智頭	八頭	智頭	智頭	六・四九	智頭
船岡	八頭	船岡	船岡	〇・四四	船岡
用瀬	八頭	用瀬	用瀬	六・一五	用瀬
佐治	八頭	佐治	佐治	〇・一八	佐治
船岡	八頭	船岡	船岡	〇・一九	喜才谷山
用瀬	八頭	用瀬	用瀬	〇・二二	明見谷東平
赤波	八頭	赤波	赤波	〇・四六	池ノ内下平
赤波	八頭	赤波	赤波	〇・八〇	赤波
鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	六三六・六九	鳥取地区
岩美	八頭	河原	河原	三・四一	河原
岩美	八頭	河原	河原	四・七八	河原
岩美	八頭	河原	河原	五六・四九	河原
岩美	八頭	河原	河原	二・六九	河原
鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	〇・一五	鳥取
鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	三九・七五	鳥取
鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	〇・八八	鳥取

土砂流出防備保安林	水源かん養保安林	千害防備保安林	土砂流出防備保安林	水源かん養保安林	千害防備保安林
-----------	----------	---------	-----------	----------	---------

西日野	西米子	東伯	倉吉	東倉吉	東倉吉	気高	鳥取	岩美
-----	-----	----	----	-----	-----	----	----	----

中山	溝口・江府	東伯	大栄	東郷	東関伯	三朝	東郷	鹿野	岩美	青谷	鹿野
----	-------	----	----	----	-----	----	----	----	----	----	----

杉地	金屋	槻下	大谷	宮内	大原	栗尾	志津	水谷	高路	長谷
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

○・三二	四〇一・五八	○・三八	○・三七	○・〇四	○・六五	○・〇二	○・三三	○・八八	○・一五	九・九九	九・四九	二三・二五	二四・二九	一五・一〇	一、〇八四・九一	○・五一	六・七四	二・一一	五・四二	四一・七六
------	--------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------	-------	-------	----------	------	------	------	------	-------

中山	米子地区	杉地	金屋	槻下	大谷	宮内	大原	栗尾	志津	東伯	関金	三朝	東郷	倉吉	倉吉地区	水谷	高路	長谷	青谷	鹿野
----	------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	------	----	----	----	----	----

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取

県

【定価一部一箇月千円(送料を含む。】

土砂流出防備保安林	水源かん養保安林	"	"	"	"	千害防備保安林	"	"	"	"	"	"	"	
"	"	日野	"	"	"	西伯	"	日野	米子	"	"	"	"	
日南	日野	日野・日南	"	西伯	"	大山	江府	溝口	西伯	岸本	会見	大山		
				伐株	法勝寺	長田	赤松	宮内ほか一大字						
				大谷奥	孝霊山ほか二字						門野			
一・八七	八・六二	八二一・九二	〇・〇五	〇・三二	一・一〇	〇・〇三	六・〇九	二・一〇	二・一一	〇・〇五	二・六四	二・二九	〇・六六	三・二六
日南	日野	日野地区	大谷奥	法勝寺	孝霊山	門野	宮内・坊領	江府	溝口	米子	西伯	岸本	会見	大山